

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 BONDS (法人番号: 8010901032182) 代表者 工藤 大幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区粕谷1-9-30 (本社営業所) 東京都世田谷区粕谷1-9-30
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月28日及び令和6年9月10日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項、第3項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 三昭ツーリスト (法人番号: 9021001006331) 代表者 福富 義隆
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6 (本社営業所) 神奈川県高座郡寒川町宮山121-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月29日及び令和6年9月10日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項、第3項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(5)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 SNAPPY (法人番号: 9013201015154) 代表者 木島 竜一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都品川区荏原6-14-18 (本社営業所) 東京都品川区荏原6-14-18
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 110日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年4月16日及び令和6年4月19日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 勤務時間等基準告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4) 点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11点 当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年1月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社桐生交通（法人番号：6070002023152） 代表者 前原 隆詔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 群馬県みどり市笠懸町阿左美2683-19 （本社営業所） 群馬県みどり市笠懸町阿左美2683-19
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月24日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3) 点呼状況の録音及び録画記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(4) アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)